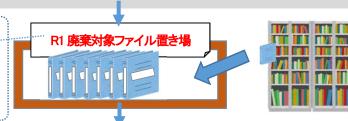
適切な廃棄手順について

令和元年 12 月 県政情報文書課

(出先機関等は以下の手順を全て行う。本庁所属では③以下の手順は主に県政情報文書課にて行う。)

①廃棄予定リスト作成時に、廃棄予定ファイルをピックアップし1か所に集める。

集めたファイルが 「廃棄予定ファイル」で あることを明示するなど し、それ以外のファイル が混入しないように管 理する。



②県政情報文書課より、廃棄決定通知発出。

③現物と廃棄対象一覧リストの照合(全てチェックする) (文書取扱主任もしくは文書取扱担当者の責任のもと、必ず複数人にて行う。)



全て照合



廃棄対象 - 覧リスト



現物とリストは 必ず複数人で 照合する

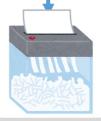
業者委託/直接持ち込みの場合



ファイル

④照合済みファイルは速やかに段ボールに詰める。 (処分方法によって、ファイルのままか文書のみかは異なる) 段ボールは<u>蓋をしてテープで封</u>をする。 **※他のファイルの混入を防ぐ**





④他のファイルとの入れ違いが 起こらないよう、 シュレッダーにかける



⑤業者回収/処分施設持込の日まで、箱数を管理し、 他の箱の混入を防ぐ。

⑥処分当日は、箱数を最終確認し、 業者に引き渡す/施設に持ち込んで処分する。



◆処分の最終段階まで、他のファイルが混入する余地のないよう、チェックを徹底してください。